



県章

# 山形県公報

平成31年1月8日(火)

第3009号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○県議会定例会の閉会	(財政課)	… 3
○知事指定薬物の指定の失効	(健康福祉企画課)	… 同
○指定居宅サービス事業者の指定	(置賜総合支庁地域保健福祉課)	… 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	… 同
○種畜証明書の交付	(畜産振興課)	… 同
○道路の区域の変更	(庄内総合支庁建設総務課)	… 5
○同	(同)	… 同
○同	(同)	… 同
○同	(同)	… 6
○県道の供用の開始	(同)	… 同
○同	(同)	… 同
○同	(同)	… 同

### 公 告

○平成30年度種苗生産事業者講習会の実施	(林業振興課)	… 7
○県営住宅入居者の一般公募	(最上総合支庁建築課)	… 同

## 告 示

### 山形県告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成30年12月4日招集した山形県議会定例会は、同月21日閉会した。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第3号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 失効した知事指定薬物の名称

- 2- ( { [ 2- ( 4-エチル-2, 5-ジメトキシフェニル) エチル] アミノ } メチル) フェノール (通称名 25E-NBOH、2C-E-NBOH) 及びその塩類
- 3- [ 1- ( 1-ピペリジニル) シクロヘキシル] フェノール (通称名 3-HO-PCP、3-OH-PCP、3-Hydroxy-PCP) 及びその塩類
- キノリン-8-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート (通称名 NPB-22) 及びその塩類

#### 2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

- 3 失効年月日  
平成30年12月29日

#### 山形県告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人あづま会	介護老人保健施設あづま 米沢市大字李山8132番地11	訪問リハビリテーション	平成30. 12. 28

#### 山形県告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人あづま会	介護老人保健施設あづま 米沢市大字李山8132番地11	介護予防訪問リハビリテーション	平成30. 12. 28

#### 山形県告示第6号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
31806990001	豚	ランドレース種	サキ ガッサン ヤマガタ 2 0002	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31806990002	豚	大ヨークシャー種	ミヤボク グラ ニート ヤマガタ 2 0003	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31806990003	豚	デュロック種	ゼンノー サリー ヤマガタ 3 0003	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31806990004	豚	デュロック種	ゼンノー サリー ヤマガタ 3 0005	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31806990005	豚	デュロック種	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0004	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

31806990006	豚	デュロック種	フューチャーゼンノー ヤマガタ 3 0007	酒田市浜中宇八窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31806990007	豚	デュロック種	フューチャーゼンノー ヤマガタ 5 0006	酒田市浜中宇八窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

**山形県告示第7号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月8日から同月22日まで縦覧に供する。  
 平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市羽黒町後田中田116番1から 同 116番9まで		旧	19.3メートル } 10.1	19メートル
同	上	新	19.3メートル } 10.1	同上

**山形県告示第8号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月8日から同月22日まで縦覧に供する。  
 平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大東町14番1から 同 14番5まで		旧	24.9メートル } 17.9	55メートル
同	上	新	21.6メートル } 17.9	52メートル

**山形県告示第9号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月8日から同月22日まで縦覧に供する。  
 平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市砂川字村下18番2から 同 7番5まで		旧	10.5メートル } 7.1	8メートル
同	上	新	10.5メートル } 7.1	同上

**山形県告示第10号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梳代鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市山王町13番44から 同 12番61まで		旧	14.5メートル } 12.1	7メートル
同	上	新	13.0メートル } 12.1	同上

**山形県告示第11号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市羽黒町後田字中田116番1から  
同 116番9まで
- 3 供用開始の期日 平成31年1月8日

**山形県告示第12号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市砂川字村下18番2から  
同 7番5まで
- 3 供用開始の期日 平成31年1月8日

**山形県告示第13号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 梳代鶴岡線

- 2 供用開始の区間 鶴岡市山王町13番44から  
同 12番61まで
- 3 供用開始の期日 平成31年1月8日

## 公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成30年度の種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年2月5日（火）午前10時から午後5時まで
- (2) 場 所 寒河江市大字寒河江丙2707  
山形県森林研究研修センター

2 受講手続

受講申込書を平成31年1月25日（金）までに住所地を所管する総合支庁の森林整備課に提出すること。

3 その他

詳細については、農林水産部林業振興課（電話番号023(630)3218）又は住所地を所管する総合支庁の森林整備課に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					金 敷	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート3号棟	新庄市金沢1496 -1	3DK	63.9	1	一般用	16,100 円	18,600 円	21,200 円	24,000 円	27,400 円	31,600 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年2月4日から同月8日までの午前9時30分から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成31年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

## 5 入居の時期 平成31年3月下旬

平成31年1月8日印刷 発行所 山形県庁  
平成31年1月8日発行 発行人 山形県